

地方厚生(支)局医療課長 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成30年3月5日付け保医発0305第1号)を下記のとおり改正し、令和元年8月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

別添1第2章第3部第1節第1款D012(38)中「発色合成基質法又は比濁時間分析法」を「発色合成基質法、比濁時間分析法又はELISA法」に改める。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成30年3月5日付け保医発0305第1号)

改正後 行 別添1 別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 医科診療報酬点数表に関する事項 第2章 特揭診療料 第2章 特掲診療料 第3部 検査 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 第1款 検体検査実施料 D 0 1 2 感染症免疫学的検査 D 0 1 2 感染症免疫学的検査 $(1)\sim(37)$ (略) $(1)\sim(37)$ (略) (38) 「37」の $(1\rightarrow 3)$ - β -D-グルカンは、発色合成基質法 (38) $\lceil 37 \mid \mathcal{O}(1 \rightarrow 3) - \beta - D - \mathcal{I}$ ルカンは、発色合成基質法、 比濁時間分析法又はELISA法により、深在性真菌感染症 又は比濁時間分析法により、深在性真菌感染症が疑われる患 が疑われる患者に対する治療法の選択又は深在性真菌感染症 者に対する治療法の選択又は深在性真菌感染症に対する治療 に対する治療効果の判定に使用した場合に算定する。 効果の判定に使用した場合に算定する。 なお、本検査を「20」のカンジダ抗原定性、同半定量、同 なお、本検査を「20」のカンジダ抗原定性、同半定量、同 定量、「26」のD-アラビニトール、「27」のアスペルギルス 定量、「26」のD-アラビニトール、「27」のアスペルギルス 抗原、「31」のクリプトコックス抗原半定量又は同定性と併せ 抗原、「31」のクリプトコックス抗原半定量又は同定性と併せ て実施した場合は、主たるもののみ算定する。 て実施した場合は、主たるもののみ算定する。 $(39) \sim (47)$ (略) $(39) \sim (47)$ (略)